## 事件報道から学ぶ (SNSで口座売買事件)

インターネットの検索で(6月11日付け神奈川新聞)の記事を見つけた。

内容は、「会員交流サイト(SNS)で銀行口座などの売買を勧誘したとして、神奈川県警国際捜査課と大和署などは9日、犯罪収益移転防止法違反(誘引)などの疑いで、いずれもベトナム国籍の無職の男(27)=東京都文京区=ら男7人を逮捕した。県警は都内のアジト2ケ所を家宅捜索し、預金通帳467通、キャッシュカード637枚を押収。買い取ったとみられる口座が特殊詐欺事件に使われていることも判明し、県警は転売組織とみて捜査している。逮捕容疑は、無職の男ら3人は5月9日~6月10日ごろ、SNSに『銀行口座、通帳、カードを買い取る』などと書き込み、正当な理由がなく口座などを売り渡すよう勧誘した、としている。容疑を認めているという。県警は、不法残留したとして他の4人を入管難民法違反容疑で逮捕。4人も口座売買の勧誘に関与した疑いがあるとみて追及する。

県警は、3月、口座などの買取りをベトナム語でうたう無職の男の書き込みや、送付先の アジトの住所が確認できる画像をサイバーパトロールで発見し、捜査を進めていた。」とい うもの。

今回の事件の逮捕容疑は、SNSに「銀行口座、通帳、カードを買い取る」と書き込んだ犯罪収益移転防止法違反〈誘引〉である。実際の口座の売買行為を捉えた訳ではなく、その前段の預金通帳等の売買についての広告を、正当な理由がなくSNSに載せて客となるよう誘い込んだ行為を捉え、同法違反としている。

犯罪収益移転防止法では、預金口座等の売買・譲渡について、

- 他人になりすまして口座を利用する目的で、通帳・キャッシュカード等を譲り受ける
- 上記の目的を知りながら、通帳、キャッシュカード等を譲り渡す
- 正当な理由がなく有償で通帳、キャッシュカード等の譲り受け、譲り渡しをする ことを禁止している。また、インターネット上等に通帳、キャッシュカード等の売買の広告 を載せることも併せて禁止している。

では、どうしてこうした行為が、法律で禁じられているかを考えてみよう。

まず一つには、麻薬などの不正取引をはじめとする組織的な犯罪が国際的に行われ、こうした犯罪から得た資金を口座に入金し、口座を転々とさせたり、金融商品や不動産、宝石等に形態をかえてしまうことで、資金の出所や真の所有者をわからなくする行為(「マネー・ロンダリング」という)を防止しようとすることにある。

次に、爆弾テロやハイジャック等のテロ行為を実行するために、架空名義口座を利用したり、正規の取引を装ったりして資金を集める行為(テロ資金供与)を防止する狙いもある。

こうしたマネー・ロンダリングやテロ資金供与を防止するための対策の一環として、銀行等の金融機関をはじめとする各種の事業者には、この法律により、顧客の取引時確認が義務付けられている。金融機関等の知らないところで、預金口座等の売買がなされたとするなら、金融機関としての法定義務を果たすことができない。

さて、具体的な犯罪(銀行口座の売買・譲渡)の手口ですが、本件のように

- SNSで売買をもちかける 「お小遣い稼ぎをしませんか」「使っていない銀行口座を高く買い取りますよ」 などともちかけ、興味を示した者に取引を勧める。
- 他人に成りすまして口座をつくらせる

インターネットやダイレクトメールで「手軽に高収入が得られる」「自宅でできるバイト」などと呼びかけ、連絡してきた者に他人になりすまして(他人の本人確認書類を用いて)口座を作らせ、作らせた口座と引き換えに報酬を払うなどが考えられる。

なお、言うまでもありませんが、銀行口座 (預貯金通帳やキャッシュカード等) の売買は、 買う側、売る側ともに罪になる。

そこで、被害に遭わないため、犯罪にまきこまれないための方策ですが、

- 怪しい取引には応じない 「簡単に収入が得られる」といった怪しい取引には裏があると考え、間違っても銀行 口座の売買には応じない。
- 使わなくなった口座は早めに解約する 使わない銀行口座をそのままにしておいたり、預金通帳やキャッシュカーの紛失を放置したままにすると、いつの間にか身に覚えのない取引などの犯罪に利用される可能性がある。

仮に、被害に遭ってしまったら、近くの交番や警察署、取引銀行へ直ちに連絡しましょう。

なお、今回の事件報道によると、容疑者の都内のアジトの捜索により、預金通帳467通、 キャッシュカード637枚を押収しているとのことであり、同一人が複数枚譲渡していたと みても、相当数の人員がこの組織と関わっていたものと思料される。

さらに、容疑者の中には不法残留者が4人いて、口座売買の勧誘に関与していたほか、買い取ったとみられる口座が特殊詐欺事件に使われていたとのことである。

なお、今回の事件摘発のきっかけとなったのは、サイバーパトロールによるとあり、各都道府県警察では、民間防犯ボランティアの方々の協力のもとに、サイバー空間の浄化活動にあたっている。即ち、インターネット上の違法な情報や有害な情報について、民間委託のインターネットホットラインセンターなどに通報していただき、情報の共有化に努めると共に、児童が被害に遭うきっかけとなるサイトについては、ネット管理者に削除を要請する等の措置を講じている。

いずれにしろ、「天網恢恢疎にして漏らさず」。悪事を行えば、必ず捉えられ、天罰を被る。